

目次

11 障がい別支援(①聴覚)	17 選挙
11-1 意思疎通支援(手話、要約筆記) 76	17-1 代理投票、点字投票 95
11-2 電話リレーサービス 76	17-2 郵便等による不在者投票 95
11-3 FAX119 番通報、病院案内 77	
11-4 NET119 緊急通報システム 77	
11-5 FAX110 番緊急通報 78	
11-6 メール 110 番システム 78	
11-7 110 番アリシステム 79	
11-8 FAXによるガス漏れ通報 79	
11-9 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 80	
11-10 聴導犬の給付 81	
11-11 その他の聴覚障がい者支援 81	
12 障がい別支援(②視覚)	18 相談
12-1 広報習志野(声の広報、点字広報) 82	18-1 習志野市障がい者相談支援事業所 96
12-2 県民だより(声の広報紙、点字広報紙) 82	18-2 習志野市障がい者相談員・地域相談員 96
12-3 中途視覚障害者自立更生支援事業 82	18-3 差別に関する相談 97
12-4 視覚障害者社会生活訓練教室開催事業 83	18-4 障害者人権 110 番 97
12-5 視覚障がい者 点字教室 83	18-5 虐待に関する相談 98
12-6 視覚障がい者 パソコン教室 83	18-6 習志野市ひきこもり支援ステーション事業 98
12-7 穴あき封筒の使用 84	18-7 精神障がいに関する相談 99
12-8 盲導犬の給付 84	18-8 心配ごと相談所 100
12-9 点字・音声即時情報ネットワーク 84	18-9 発達障がいに関する相談 101
12-10 視覚障がい者 相談支援室 84	18-10 こどもの発達に関する相談 101
12-11-12 視覚障がい者用図書の貸出し 85	18-11 高齢者・障がい者のための無料電話法律相談 102
13 障がい別支援(③その他)	19 関係機関
13-1 オストメイト社会適応訓練 86	19-1 市役所・市の関係施設 103
13-2 オストメイトトイレ設置場所 86	19-2 官公署 103
13-3 音声機能障害者発声訓練 87	19-3 福祉関係機関 103
13-4 介助犬の給付 87	19-4 障がい者団体 104
13-5 訓練器具の貸与 87	19-5 障がい者協会 104
13-6 在宅人工呼吸器療養者支援事業 88	19-6 障がい者向けスポーツサークル、教室 105
13-7 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 88	19-7 特別支援教育(市立小中学校) 105
14 就労支援	19-8 特別支援教育(近隣の特別支援学校) 106
14-1 ハローワーク船橋 89	
14-2 千葉障害者職業センター 89	
14-3 障害者就業・生活支援センター あかね園 90	
14-4 千葉県立障害者テクノスクール 90	
15 経済的支援	20 シンボルマーク 107
15-1 生活福祉資金の貸付 91	
15-2 らいふあっぷ習志野 91	
15-3 生活保護 91	
16 緊急時・災害時支援	21 習志野市の障がい者数 108
16-1 緊急通報装置のレンタル 92	
16-2 避難行動要支援者支援事業 92	
16-3 福祉避難所 93	
16-4 緊急情報サービス「ならしの」 93	
16-5 ストーマ用装具の備蓄 94	
16-6 障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフ 94	
	相談支援事業所 裏

11 障がい別支援(①聴覚)

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

11-1 意思疎通支援(手話、要約筆記) 国

身

聴覚

聴覚障がいのある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・その他市長が必要と認める方	<p>手話通訳者又は要約筆記者をご指定の場所に派遣し、意思疎通の支援を行います。</p> <p>※事前に利用登録申請の手続きが必要です。</p> <p>※緊急時や遠方での通訳については、状況に応じて対応しますので、ご相談ください。</p>	無料 (手話通訳者等の入場料や参加費が必要な場合は、ご負担いただきます。)
必要書類	①申請書 ②身体障害者手帳(コピー可)	
手続きの流れ	1 3日前までに申請書を提出する。(窓口又はFAX) 2 ご自宅に決定通知書が送付される。 3 ご指定の日時、場所で合流し、通訳等を行います。	(申請者→障がい福祉課) (障がい福祉課→申請者) (申請者、手話通訳者等→待ち合わせ場所)
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚言語障がい者専用) Eメールアドレス syougai001@docomo.ne.jp(聴覚障がい者専用)	

11-2 電話リレーサービス

身

聴覚

聴覚障がい者、言語障がい者と聞こえる人との会話を通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 ※障害者手帳の所持は問いません。	<p>・法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。</p> <p>・24時間365日対応なので、かけたい時にいつでも電話でき、相手からの電話も受け取れます。</p> <p>・仕事のやり取りや急な困りごとをはじめ、災害時や緊急時に110、119、118へ連絡できます。</p> <p>※事前の利用登録手続きが必要です。</p>	通話料は、発信者の負担となります。 聴覚障がい者、言語障がい者は、2通りの料金体系から選んでください。 <月額料なしプラン> 月額料:無料 通話料:16.5円/分(固定電話着) 44円/分(携帯電話着) <月額料ありプラン> 月額料:178.2円/月 通話料:5.5円/分(固定電話着) 33円/分(携帯電話着) ※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。
手続きの流れ	①お持ちのインターネットにつながる端末(スマートフォン、タブレットなど)に電話リレーサービスのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。パソコンをご利用の方は郵送での申請が可能です。 ②後日、電話リレーサービス用電話番号が郵送されます。	
窓 口	総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 (一財)日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター(年末年始を除く 9:30~17:00) HP https://www.nftrs.or.jp/contact/ (手話・文字チャットでお問合せができます) E-mail:info@nftrs.or.jp 電話 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913	
その他	高齢の方やスマートフォンに慣れていない方など、利用者登録が難しい方向けに、個別の相談を行っております。 専用アドレス:trs-kakudai@chibadeaf.or.jp FAX 043-308-5562	

11-3 FAX119 番通報、病院案内 市

身

聴覚

電話で119番通報ができない方は、FAXで119番通報ができます。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 119番	ちば北西部消防指令センターでは、救急車や消防車の119番通報を、FAXでも受け付けています。 習志野市消防本部では、病院の問い合わせについてFAXでも受け付けています。	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ		<p>①事前の登録手続き等は必要ありません。</p> <p>②「FAX119通報書」に通報内容(火事・救急・その他、住所、氏名、FAX番号、何があったのか)を書いて、<u>119番へFAX</u>を送ってください。FAXを受信後、返信のFAXが送られてきて消防車や救急車等が向かいます。</p> <p>※「FAX119通報書」は、市役所障がい福祉課でお配りしています。</p> <p>※「FAX119通報書」がないときは、任意の用紙に通報内容を記入して送ってください。</p> <p>③火事の場合は、FAXを送信後、すぐに安全な場所に逃げてください。</p>
その他		<p>①状況に応じて、手話通訳者等が自宅や病院等へ伺います。</p> <p>②病院の問い合わせは、習志野市中央消防署の直通FAX(047-451-6569)で受け付けています。</p> <p>③市役所閉庁時に、緊急で手話通訳者等が必要な場合の派遣依頼も、習志野市中央消防署の直通FAX(047-451-6569)で受け付けています。</p>
窓 口	習志野市中央消防署 電話 047-452-1212 FAX 047-451-6569	

11-4 NET119 緊急通報システム 市

身

聴覚

音声通話で119番通報ができない方は、スマートフォン等の電子文字情報で119番通報ができます。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 119番	ちば北西部消防指令センターでは、救急車や消防車の119番通報をインターネットに接続可能なスマートフォンや携帯電話等で受け付けています。 指令センターとチャット形式で119番通報をやりとりします	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ		<p>①ご利用するには事前の登録手続きが必要となります。</p> <p>②登録をご希望の方は、所定の申請書をご記入いただき、下記窓口へ提出してください。</p> <p>③登録の手続きについては、NET119に対応しているスマートフォンや携帯電話等から、メールの送受信にて行います。</p> <p>④登録が完了したのち、消防本部にて登録内容の確認を行い、承認のメールを送信します。</p> <p>⑤受信したメールに添付されているURLをスマートフォン等のホーム画面やブックマーク等に登録して、緊急時にすぐ使用できるようにします。</p> <p>⑥登録完了後は、練習通報を実施して使用方法を確認してください。</p>
その他		<p>①利用対象者は、聴覚・言語機能の障がいがあり、市内在住の中学生以上の方となります。</p> <p>②未成年の方は、保護者同伴又は保護者の方が申請してください。</p> <p>③迷惑メールの設定をしている方は、設定の変更が必要となる場合があります。</p> <p>④申請及び登録手続きについては、直接、下記窓口にて行ってください。</p> <p>⑤NET119の詳細については、消防本部のホームページをご覧いただくか、下記窓口へお問い合わせください。</p>
窓 口	習志野市消防本部警防課(消防庁舎3階) 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 電話 047-452-1283 FAX 047-451-6569	

11-5 FAX110 番緊急通報 県

身

聴覚

音声による110番通報が困難な方は、FAXで110番通報ができます。

対象者	内容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	千葉県警察では、事件や事故の110番通報をFAXでも受け付けています。	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ	<p>①「FAX110番緊急通報用紙」に通報内容(泥棒、交通事故など)、住所、氏名、FAX番号、を記入して、0120-110-294へFAXを送ってください。</p> <p>※「FAX110番緊急通報用紙」がないときは、任意の用紙で結構です。</p> <p>※「FAX110番緊急通報用紙」は、市役所障がい福祉課でもお配りしています。</p> <p>②必要に応じて警察署・交番等から連絡をする場合があります。</p>	
その他	事前の登録手続きは必要ありません。	
窓口	<p>千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110(代表) FAX 0120-110-294</p> <p>習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用)</p> <p>Eメールアドレス syougai001@docomo.ne.jp(聴覚障がい者専用)</p>	

11-6 メール110番システム 県

身

聴覚

音声による110番通報が困難な方は、携帯電話やパソコンのインターネットを使用して110番通報ができます。

対象者	内容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	千葉県警察では、事件や事故の110番通報を、メールでも受け付けています。	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ	<p>①「千葉県警察メール110番」(https://chiba110.jp)へアクセスする。</p> <p>②必要事項を入力して、送信する。</p> <p>③通信指令室と文字対話形式による質疑応答により、詳しい内容を通報することができます。</p>	
その他	<p>・事前の登録手続きは必要ありません。</p> <p>・画像の送信も可能です。</p>	
窓口	<p>千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110(代表) FAX 0120-110-294</p> <p>習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用)</p> <p>Eメールアドレス syougai001@docomo.ne.jp(聴覚障がい者専用)</p>	

音声による110番通報が困難の方は、スマートフォンなどを利用して110番通報ができます。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	<p>警察では、事件や事故の110番通報をスマートフォンなどのアプリケーションでも受け付けています。</p> <p>※「練習モード」で通報要領の確認ができます。</p>  	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ	<p>①iPhoneの方はAppStoreから、Androidの方はGooglePlayで「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。</p> <p>※フィーチャーフォンを持っている方は、インターネット上のウェブページからアクセスすることができます。</p> <p>②説明に沿って氏名・電話番号・パスワード等を入力してください。</p> <p>③通信指令室と文字対話形式による質疑応答により詳しい内容を通報することができます。</p>	
その他	<p>・事前の登録手続きが必要です。</p> <p>・ボタン操作のみ外国語の対応で、通報は日本語のみになります。</p>	
窓 口	<p>千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110 (代表) FAX 0120-110-294 習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用) Eメールアドレス syougai001@docomo.ne.jp (聴覚障がい者専用)</p>	

11-8 FAXによるガス漏れ通報

電話で通報が困難な方は、FAXでガス漏れ通報ができます。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	習志野市企業局では、ガス漏れ通報をFAXでも受け付けています。	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ	<p>①「耳や言葉のご不自由なお客さま専用 ガス漏れ通報 ファックス連絡用紙」に通報内容、住所、氏名、FAX番号を記入して、047-477-8984(平日 日中(8:30~17:00))または、047-475-3251(土日祝日・平日 日中以外)へFAXを送ってください。</p> <p>②受け取り後折り返しFAXさせていただきます。</p> <p>連絡用紙は習志野市ホームページに掲載されています。印刷してご利用ください。</p> <p>習志野市ホームページ「ガスくさいとき」 https://www.city.narashino.lg.jp/kigyoukyoku/about/gas/smell_gas.html</p>	
その他	<p>事前の登録手続きは必要ありません。</p> <p>《安全確保のためのお願い》</p> <p>①火は使わないでください。また、換気扇や照明などの電気製品は操作しないでください。</p> <p>②部屋の中でガス臭い場合、窓を開けて換気してください。できない場合は屋外へ避難してください。</p> <p>③ガス機器に接続されたガス栓やガスマーターの元栓を閉めてください。</p>	
窓 口	<p>習志野市企業局 電話 047-475-3321(代表) ガス水道保安課 FAX 047-477-8984(平日 日中(8:30~17:00)) FAX 047-475-3251(土日祝日・平日 日中以外)</p>	

難聴のお子さんで、身体障害者手帳に該当しない場合に、補聴器の購入費用の一部が助成されます。

対象者		内 容		
次の①～④すべてに該当する18歳未満の方		税抜きの補聴器購入額(基準価格内)に、1.03を乗じた額の2/3を助成します。 ※千円未満切り捨て		
基準価格	①習志野市内に住所があること			
	②両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと			
	③補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断していること			
	④同一世帯内に市民税の所得割額が46万円以上の方がいないこと			
	補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの (補聴器本体以外)	耐用年数
	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	イヤモールド※1	5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
	高度難聴用ポケット型	43,200円		
	高度難聴用耳かけ型	52,900円		
	重度難聴用ポケット型	64,800円		
	重度難聴用耳かけ型	76,300円		
	耳あな型(レディメイド)	87,000円		
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000円		
	骨導式ポケット型	70,100円	①骨導レシーバー ②ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	127,200円	平面レンズ※2	
FM型補聴器の場合、右のものを追加できます。		①FM型受信機 ②ワイヤレスマイク ③オーディオシュー	80,000円 98,000円 5,000円	
※1 イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。 ※2 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。				
必要書類	【申請時】①申請書 ②医師の意見書 ③見積書 ④印鑑 ⑤通帳(申請者である保護者名義) ※購入前の申請が必要です。 【購入後】⑥請求書 ⑦領収書			
手続きの流れ	①下記窓口へ問い合わせをする。 ②上記「必要書類【申請時】」の①～⑤を提出する。 ③審査の上、交付決定通知書が送付される。 ④補聴器を購入する。 ⑤上記「必要書類【購入後】」の⑥と⑦を提出する。 ⑥助成金が口座に振り込まれる。			
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用) Eメールアドレス syouga001@docomo.ne.jp (聴覚障がい者専用)			



11-10 聴導犬の給付 県

身

聴覚

聴覚障がいのある方のために、ブザー音、電話の呼出音、人の声等を聞き分け、必要によって音源への誘導を行う聴導犬の給付が受けられます。

対象者	内 容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に1年以上居住する18歳以上の方 ②聴覚障がい 2級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められること ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が396万円以下 ⑤聴導犬を適切に利用し、飼育できること ⑥家屋の所有者又は管理者の承認があること	聴導犬を給付 	無料
必要書類 ①申請書 ②同意書(家屋所有者又は管理者)		
手続きの流れ	1 ①申請書、②同意書を提出する。 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考 3 聴導犬に関わる訓練を受ける。 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。 ※別途、犬の登録が必要です。	(申請者→障がい福祉課→県) (県→障がい福祉課→申請者) (申請者) (県→障がい福祉課→申請者)
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) 犬の登録 環境政策課(市役所4階) 電話047-453-5579 FAX047-453-7384	

11-11 その他の聴覚障がい者支援

身

聴覚

名 称	対象者	内 容	窓 口
ろうあ者日曜教室	聴覚障がい者	社会生活に必要な知識及び芸術文化に関する講座の開催を支援	(福)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター 電話 043-308-6372 FAX 043-308-5562
ろうあ者相談事業	聴覚障がい者 及び関係者	健康・医療・就労など日常生活一般の相談を行う。	
無料法律相談コーナー	聴覚障がい者 及び関係者	法律に関する問題など聴覚障がい者の弁護士につなぎます。(予約制 1人当たり45分間)	
聴覚障害者向け 映像ライブラリー	・聴覚障がい者(児) 及び家族 ・聴覚障がい者団 体、施設、教育機関	DVD1回6本まで、貸出期間は10日間以内(登録制で貸出料は無料、返送料は自己負担)	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
ろうあ者 指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	聴覚障がい者(児) 及び関係者	障害福祉サービスの利用計画、各種福祉サービスの紹介等	
※手話通訳等の派遣が必要な場合は、習志野市障がい福祉課までご相談ください。			

12 障がい別支援(②視覚)

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

12-1

広報習志野(声の広報、点字広報)

市

身

視覚

視覚障がいのある方にも「広報習志野」の内容を確認していただけるよう CD 版や点字版の広報を郵送します。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者 CD 版…1級、2級 点字版…1級～6級 ナラシド♪	①「広報習志野」を読み上げた CD 版又は点訳した点字版をご自宅に郵送します。毎月 2 回(1 日号、15 日号)。 ②「ふくし習志野」を読み上げた CD 版又は点訳した点字版をご自宅に郵送します。年 4 回。	無料
その他	声の広報(CD 版)は視覚障がい者用ポータブルレコーダーでのみ再生可能です。	
窓 口	①習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階) 電話 047-453-9206 FAX 047-453-9309 ②習志野市社会福祉協議会 企画総務課 電話 047-452-4161 FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1 総合福祉センター1階	

12-2

県民だより(声の広報紙、点字広報紙)

県

身

視覚

視覚障がいのある方にも「県民だより」の内容を確認していただけるよう、CD 版や点字版の広報を郵送します。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者 チーバくん	「ちば県民だより」や「ちば県議会だより」等から記事を編集し、発行された声の広報紙又は点字広報紙をご自宅に郵送します。毎月 1 回。	無料
その他	・声の広報紙→テープまたは CD-RW に録音 ・点字広報紙→点字用紙に印刷	
窓 口	視覚障害者総合支援センターちば((福)千葉県視覚障害者福祉協会) 電話043-424-2501 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

12-3

中途視覚障害者自立更生支援事業

県

身

視覚

中途視覚障がいの方に、歩行、日常生活動作、コミュニケーションの能力回復のための支援を行います。

対象者	内 容	訓練の方法
視覚障がい者 (18 歳以上) ●	①歩行訓練 屋内の移動訓練、白杖を使用しての屋外の歩行訓練 ②日常生活動作訓練 身辺整理、家事管理等の日常生活動作の訓練 ③コミュニケーション訓練 点字訓練、音声ワープロ訓練、電子メール利用訓練など ④相談 補装具(白杖の選定等)、日常生活用具やその他サービスに関する相談など	・専門職員がご自宅へ訪問 ・通所による訓練 訓練の期間 最長 1 年 (訓練ごと) 利用料 無料(ただし、ご本人の移動に伴う交通費、食費等は自己負担となります。)
窓 口	申込み…習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階) 電話 047-453-9206 FAX 047-453-9309 問合せ…視覚障害者総合支援センターちば((福)千葉県視覚障害者福祉協会) 電話043-424-2582 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

12-4 視覚障害者社会生活訓練教室開催事業 県

身

視覚

視覚障がいのある方に、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設けています。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者 (主に女性)	①教養、趣味に関する事(手芸・編み物・アロマ・テラピー) ②その他、盲婦人の家庭生活に必要なもの	無料 (材料費等は実費負担)
視覚障がい者	①スポーツ教室 卓球(サウンドテーブルテニス) 野球(グランドソフトボール) ②ボウリング大会 ③カラオケ交流会 ※囲碁、将棋、川柳、健康麻雀、コーラス等のサークル紹介もしています。	無料
窓 口	(福)千葉県視覚障害者福祉協会 電話(代表) 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

12-5 視覚障がい者 点字教室 県

身

視覚

点字を勉強したい視覚障がいのある方に対して、点字教室を開設しています。

対象者	内 容	日 時
視覚障がい者	点字の読み書き習得のため、マンツーマンの個別指導で支援	原則毎月第1・第3水曜日 10:00~12:00、 13:00~15:00 この他の曜日・時間については応相談
窓 口	(福)千葉県視覚障害者福祉協会 電話(代表) 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

12-6 視覚障がい者 パソコン教室 県

身

視覚

視覚障がいのある方の読み書き、コミュニケーション手段の向上のために、パソコン教室を開設しています。

対象者	内 容	日 時
視覚障がい者	・画面読み上げソフトを使用したパソコンの操作方法、メール・インターネット・ワード・エクセルの使用方法 ・iPhone やスマートフォンの操作方法	下記窓口の①~③の各教室に直接お問い合わせください。
窓 口	①(福)あかね 電話 047-333-7285 〒273-0035 船橋市本中山3-22-22 ATビル1F ②NPO法人 トライアングル西千葉 電話 043-206-7101 〒263-0043 千葉市稻毛区小仲台2-6-1 京成稻毛ビル205号 ③(福)千葉県視覚障害者福祉協会 電話 043-424-2546 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば内	

12-7 穴あき封筒の使用 市

身

視覚

市役所障がい福祉課の封筒には、目の不自由な方にもわかりやすいよう、角に丸い穴が開いています。

12-8 盲導犬の給付 県

身

視覚

視覚障がいのある方が外出しやすくなるよう、盲導犬の給付が受けられます。

対象者	内 容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に1年以上居住する18歳以上の方 ②視覚障がい 1級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められること ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が396万円以下 ⑤盲導犬を適切に利用し、飼育できること ⑥家屋の所有者又は管理者の承認があること	盲導犬を給付	無料
必要書類	①申請書 ②同意書(家屋所有者又は管理者)	
手続きの流れ	1 ①申請書、②同意書を提出する。 (申請者→障がい福祉課→県) 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考。 (県→障がい福祉課→申請者) 3 盲導犬に関わる訓練を受ける。 (申請者) 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。※別途、犬の登録が必要です。	
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話047-453-9206 FAX 047-453-9309 犬の登録 環境政策課(市役所4階) 電話047-453-5579	

12-9 点字・音声即時情報ネットワーク 県

身

視覚

視覚障がいのある方に、パソコン等を利用して点字や音声による情報を提供します。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者	毎日の経済・社会・福祉関係のニュースを点字 印刷物・電話ナビゲーション・電子メールで提供	無料
窓 口	(福)千葉県視覚障害者福祉協会 電話(代表) 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

12-10 視覚障がい者 相談支援室 県

身

視覚

視覚障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、視覚障がいの当事者が相談に当たります。

対象者	内 容	日 時	利用料
視覚障がい者	視覚障がいのある方、ご家族、関係者からの各種ご相談に、視覚障がいの当事者が経験を踏まえて応じます。	原則(第1,第2,第3)水曜日 10:00～16:00	無料
窓 口	(福)千葉県視覚障害者福祉協会 電話(代表) 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3 電話(視覚障害者のための相談支援室直通) 043-421-6910 080-7153-8228		

12-11 視覚障がい者用図書の貸出し 市

身

視覚

通常の活字での読書が難しい方にも読書を楽しんでいただけるよう、録音図書等の貸出しを行っています。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者等	録音図書、点字図書の貸出し(郵送やお届け可)等	無料
窓 口	申込み・問合せ…習志野市立中央図書館 電話047-475-3213 〒275-0012 習志野市本大久保3-8-19	

12-12 視覚障がい者用図書の貸出し

身

視覚

通常の活字での読書が難しい方に、ボランティア団体が録音図書の貸出しを行っています。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者	①習志野市愛朗会による、録音図書の貸出し ②朗読サークル言の葉会による、録音図書の貸出し、 季刊オリジナル CD「言の葉だより」の貸出し	無料
窓 口	問合せ…習志野市ボランティア・市民活動センター 電話 047-451-7899	

13 障がい別支援(③その他)

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

13-1 オストメイト社会適応訓練 県

身

ぼうこう・直腸

オストメイトの方がストーマ用装具を使用できるよう、講習、相談会等を行います

対象者	内 容	利用料
人工肛門・人工膀胱を造設した方	ストーマ用装具の使用や社会生活上の基本的事項に関する講習を開催し、相談に応じます。	無料
窓 口	(公社)日本オストミー協会 千葉県支部 電話 043-309-7571 FAX 043-309-7572 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階	

13-2 オストメイトトイレ設置場所

身

ぼうこう・直腸

	設置場所	所在地
1	実花公民館(1階)	東習志野 6-7-2
2	京成実糀駅(駅構内)	実糀 1-1-1
3	習志野市役所(1階)	鷺沼 2-1-1
4	習志野市消防庁舎(1階)	鷺沼 2-1-43
5	京成大久保駅(駅構内)	本大久保 3-10-1
6	習志野保健所(習志野健康福祉センター)(1階)	本大久保 5-7-14
7	JR津田沼駅(駅構内)	津田沼 1-1-1
8	京成津田沼駅(駅構内)	津田沼 3-1-1
9	京成津田沼駅ビル サンロード津田沼(6階)	津田沼 5-12-12
10	香澄公園(管理棟裏)	香澄 5-16-1
11	JR 新習志野駅(駅構内)	茜浜 2-1-1
12	JR 新習志野駅前自転車等駐車場(1階)	茜浜 2-1-1
13	総合福祉センターⅡ期棟 さくらの家・いづみの家(1階)	秋津 3-4-1
14	ひまわり発達相談センター	秋津 3-5-1
15	谷津干潟自然観察センター(1階)	秋津 5-1-1
16	谷津公民館(1階)	谷津 4-7-10
17	京成谷津駅(駅構内)	谷津 5-4-5
18	プラツツ習志野(北館1階、2階、南館1階、市民ホール)	本大久保 3-8-19
19	東部体育館(1階)	東習志野 3-4-5

※上記以外にも、ショッピングモールなど、多くの民間施設にもオストメイトトイレは設置されています。

13-3 音声機能障害者発声訓練 県

身

音声

咽頭摘出等により声を失った方に対して、第2の声を習得するための発声訓練を行います。

対象者	内 容	利用料
咽頭等摘出者	原則として毎週金曜日の午後に発声講習会を開催して、発声訓練を行っています。	受講に係る費用は不要。 京葉喉友会への入会を希望する場合は、入会金3,200円、年会費3,000円が必要となります。
窓 口	京葉喉友会事務局 E-mail ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp	

13-4 介助犬の給付 県

身

肢体不自由

肢体不自由の方のために、落とした物を拾う、ドアの開閉、指示された物を持ってくる、人を呼びに行く等の日常生活の手助けをする介助犬の給付が受けられます。

対象者	内 容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に1年以上居住する18歳以上の方 ②肢体不自由 1級、2級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められる ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が396万円以下 ⑤介助犬を適切に利用し、飼育できる ⑥家屋の所有者又は管理者の承認がある	介助犬を給付	無料
必要書類 ①申請書 ②同意書(家屋所有者又は管理者)		
手続きの流れ 1 ①申請書、②同意書を提出する。 (申請者→障がい福祉課→県) 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考。 (県→障がい福祉課→申請者) 3 介助犬に関わる訓練を受ける。 (申請者) 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。 (県→障がい福祉課→申請者) ※別途、犬の登録が必要です。		
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話047-453-9206 FAX 047-453-9309 犬の登録 環境政策課(市役所4階) 電話047-453-5579	

13-5 訓練器具の貸与

身

肢体不自由児

在宅の肢体不自由児に、訓練器具をお貸します。

対象者	内 容	貸与期間	利用料
20歳以下の肢体不自由児 (施設入所していない方)	訓練器具(訓練イス、歩行器等)を借りることができます。	訓練器具(2年以内)	無料
必要書類 ①申請書 ②医師の意見書			
手続きの流れ 1 電話で在庫状況を確認する。 (申請者→協会) 2 郵送された申請書に記入し、返送する。 (申請者→協会) 3 貸与の決定通知が郵送される。 (協会→申請者) 4 協会まで受け取りに行く。 (申請者→協会)			
その他	千葉県肢体不自由児協会では、お子様の療育相談も行っています。お気軽にご相談ください。		
窓 口	(公財)千葉県肢体不自由児協会 電話 043-245-1732 FAX 043-245-1742 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階		

13-6 在宅人工呼吸器療養者支援事業

難

難病患者の方が人工呼吸器関連機器を購入する場合に補助金が交付されます。

対象者		内 容、助成額	
下記の①及び②を満たす方 ①千葉県内に住所を有する方 ②在宅で人工呼吸器を使用する難病患者 (指定難病、小児慢性特定疾病)で、主治医 が必要と認める方		購入額又は基準額のうち少ない方の8割を補助 (千円未満切捨て) ※市町村の補助対象とならないもの	
		対象医療機器の種類	基準額
		吸引器	170,000円
		吸入器	170,000円
		パルスオキシメーター	200,000円
必要書類	【申請時】①申請書 ②内訳書 ③患者状況調べ ④見積書(2社以上) ⑤機器のカタログ 【請求時】⑥請求書 ⑦口座振替依頼書 【購入後】⑧報告書 ⑨領収書		
手続きの流れ	① 上記【申請時】の①～⑤の必要書類を提出する。 (申請者→千葉ヘルス財団) ② 交付決定通知書が送付される。 (千葉ヘルス財団→ご自宅へ郵送) ③ 上記【請求時】の⑥、⑦の必要書類を提出する。 (申請者→千葉ヘルス財団) ④ 助成金が口座に振り込まれる。 (千葉ヘルス財団→申請者) ⑤ 医療機器を購入する。 (申請者) ⑥ 上記【購入後】の⑧、⑨の必要書類を提出する。 (申請者→千葉ヘルス財団)		
窓 口	(公財)千葉ヘルス財団 事務局 電話 043-223-2663 FAX 043-224-8910 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部疾病対策課内(千葉県庁11階)		

13-7 重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業

身 知 精 難

重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等の提供を行います。

対象者		内 容、助成額
・本市が重度訪問介護の利用を決定する対象者 ・大学等に在籍していること(入学が決まってい ること) ※大学等への入学後に停学その他の処分を受 けている方、就学の意欲に欠けていると認め られる方は対象外。		重度訪問介護を利用している方で、修学するためには必要な 支援体制を大学が構築するまでの間、修学に必要な身体 介護等の支援を提供します。 ※詳細は障がい福祉課へお問い合わせください。
		利用料
		1割負担 ※非課税世帯は無料。
必要書類	①申請書 ②利用計画書 ③承諾書	
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)	

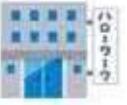
14 就労支援

(**身**…身体障がい、**知**…知的障がい、**精**…精神障がい、**難**…難病を示しています)

14-1 ハローワーク船橋

身 知 精 難

ハローワークでは障がいのある方専門の就職支援を行っています。また、企業には、従業員の一部は障がいのある人を雇用することが義務付けられているため、手帳をお持ちの方は障がい者限定の求人情報を探すこともできます。

対象者	内 容
<ul style="list-style-type: none">・身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病 <p>※手帳の有無は問いません</p>	 <ul style="list-style-type: none">①職業相談(仕事の探し方、履歴書の書き方)②障がい者の求職登録③職業紹介(希望や適性に応じた仕事の紹介)④新たな技能を身につけるための職業訓練(受講料無料)の案内⑤職業能力や仕事の適性を把握するための職業評価(無料)の案内⑥就職後のサポート
必要書類	障がい者手帳(お持ちの方のみ)又は主治医の意見書等
窓 口	ハローワーク船橋(第二庁舎) 専門援助部門 電話 047-420-8609(部門コード 45#) FAX 047-420-2260 〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル 7階

14-2 千葉障害者職業センター

身 知 精 難

ハローワークと連携しながら、就職や職場復帰の支援を行っています。

対象者	内 容
<p>①障がいのある方</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病・高次脳機能障がい・発達障がい <p>※障がい者手帳の所持の有無は問いません</p>	 <p>就職・復職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連のサービスをハローワーク、就労支援機関、医療機関、教育機関等の関係する機関と連携し行います。</p> <p>(相談例)</p> <ul style="list-style-type: none">・自分の特徴や体調を踏まえて無理なく働く方法を考えてみたい・自分の力が発揮できる働き方を考えたい・疲労・ストレスについて、自分にあった対処方法を知りたい・職場に配慮してほしい内容を整理して、あらかじめまとめておきたい・ジョブコーチ支援や職業準備支援などの利用を検討したい・復職前に少しウォーミングアップしてから職場復帰したい
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・障がい者手帳(お持ちの方のみ)・相談等の予約時にあらかじめお伝えしたもの
その他	<ul style="list-style-type: none">・完全予約制のため、まずはお電話等でセンターへご連絡ください。・無料。センターまでの交通費、昼食代は自己負担になります。
窓 口	千葉障害者職業センター 電話 043-204-2080 FAX 043-204-2083 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3 ハローワーク千葉合同庁舎 4階

14-3 障害者就業・生活支援センター あかね園

身 知 精

障がいのある方の就職と生活の支援を一体的に行います。千葉県では 16 か所が指定され、習志野市は「あかね園」が担当のセンターになっています。

対象者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい <p>(相談例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事のことで悩んでいるが、相談できる人がいない ・どんな会社や仕事があるのか情報がほしい ・自立した生活を送りたい ・障がい者雇用について知りたい 	<p>障がいのある方々の就労や生活の支援を行います。</p> <p>就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就職に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> …相談面接(職業評価・基礎訓練・職場実習)等のあっせん、職場開拓 ②雇用継続のための支援 <ul style="list-style-type: none"> …職場訪問、電話相談・面談、在職者交流会の開催 ③離職後の支援 <ul style="list-style-type: none"> …ハローワーク等他機関との連携支援 ④企業への支援 <ul style="list-style-type: none"> …在職者についての相談、新規雇用に向けた相談、情報提供 <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活に係る支援 <ul style="list-style-type: none"> …日常生活や社会生活上のトラブルに関するサポート ②地域生活に係る支援 <ul style="list-style-type: none"> …情報提供(グループホーム、余暇活動等)
出張窓口 (月 2 回)	<p>あかね園までお越しになるのが難しい方のために、京成津田沼駅ビルで出張窓口を開設しています。</p> <p>【日時】毎月第 2、第 4 木曜日 9:00～12:00。※要予約。あかね園へご連絡ください。</p> <p>【会場】サンロード津田沼(京成津田沼駅ビル)6 階 市民相談室 〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 6 階</p>
窓 口	<p>障害者就業・生活支援センター あかね園 電話 047-452-2718 FAX 047-452-2693 〒275-0024 習志野市茜浜 3-4-5</p>

14-4 千葉県立障害者テクノスクール

身 知 精

障がいのある方が就職に必要な知識を習得し、職業人として自立するための職業訓練を行っています。

対象者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに求職登録をされ、下記のいずれかの障がいのある方 ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい (発達障がいを含む) 	<p>障がいのある方が適切な就業の場を得るために必要とされる職業訓練を実施</p> <p>①パソコンの技術を習得するコース ②作業を通して職場適応力の習得を目指すコース</p>
	期 間
	1 年コース: 4 月～3 月 6 ヶ月コース: 4 月入校生(4 月～9 月)、10 月入校生(10 月～3 月)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①入校願書(写真貼付) ②選考受付票 ③障がい者手帳の写し ④主治医の意見書【精神障がいのみ(発達障がいを含む)】 ⑤社会生活等状況確認書【精神障がいのみ(発達障がいを含む)】
窓 口	<p>【申込先】ハローワーク船橋(第二庁舎)専門援助部門 電話 047-420-8609(部門コード 45#) FAX 047-420-2260 〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 7 階</p> <p>【訓練先】千葉県立障害者テクノスクール 〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470 電話 043-291-7744 FAX 043-291-7745</p>

15 経済的支援

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

15-1 生活福祉資金の貸付

身 知 精 難

資金の貸付と必要な相談支援を民生委員と共にを行うことで、経済的な自立と生活の安定を図ります。

対象世帯	資金の種類	貸付用途(一部)
・比較的所得が少ない世帯 ・障がい者世帯は所得制限なし(それ以外の世帯には有り) ※他制度を利用できる方は、そちらの制度の利用が優先です。	①総合支援資金	・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
	②福祉資金	・福祉費(障がい者用自動車や福祉用具の購入、住宅の増改築、介護サービスの経費)・緊急小口資金
	③教育支援資金	・教育支援費(高校、大学等の修学経費)
	④不動産担保型生活資金	・不動産担保型生活資金(高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費)
その他	・貸付金の利用目的、返済能力等を含めて個別に千葉県社会福祉協議会にて審査を行います。 ・契約に基づき返済義務のある貸付制度です。給付制度ではありません。 ・貸付限度額、償還期限、必要書類等は下記の窓口までお問い合わせください。	
窓口	習志野市社会福祉協議会 生活支援課 電話 047-452-4161 FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター2階	

15-2 らいふあっぷ習志野

身 知 精 難

生活と仕事の総合相談窓口です。ご相談を幅広くうかがい、問題を解決するための支援を行っています。

対象者	主な支援内容
生活や就労にお困りの方 (仕事探し、家計、お金、家族、将来など)	①生活や就労の支援 ・お困りごとや心配ごとの相談、関係機関との連絡・調整、同行訪問 ・利用できる制度やサービスの案内、手続きの他、必要なサポート ・ハローワークへの同行訪問 など ②家計改善の支援 ・家計を見直し安定した生活が送れるようにするための支援 ・家賃や公共料金の滞納、債務についての相談 ・公的給付や減免制度の利用支援 など ③就労準備の支援 ・一般就労に向けた支援、就労体験 など
住居確保給付金の相談	【対象者】 経済的に困窮し住居を喪失、又はその恐れのある方で、現在求職活動中の方 【上限額】 単身者…46,000円、2人世帯…55,000円、3人以上世帯…59,800円～
窓口	らいふあっぷ習志野 電話 047-453-2090 FAX 047-406-5555 〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼(京成津田沼駅ビル)6階

15-3 生活保護

身 知 精 難

病気や障がいなどが原因で働けなくなったり、収入が減少して生活に困った場合に、最低生活を保障する制度です。

対象者	支給額
・病気やけがで働けなくなったり、働いていても国で定める最低生活費より収入が少なく、最低限度の生活を営むことが困難な方 【保護費の障害者加算の対象者】 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 個別に判断 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級 ※療育と精神については、障害年金を受給していることが必要。	国が定める最低生活費に不足する分を支給 (働く能力やそれに伴う収入、利用できる資産、他の法律や制度で受けができる給付、身内の援助などその他あらゆるものを利用しても不足する場合)
窓口	習志野市 生活相談課(市役所1階) 電話 047-453-9205 FAX 047-453-9309

16 緊急時・災害時支援

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

16-1 緊急通報装置のレンタル

身

簡単な操作で看護師等が常駐するコールセンターへ通報できる装置をお貸しします。

対象者	利用できる制度	費用(自己負担分)
ひとり暮らし(日中 独居含む) ・身体障害者手帳 1級、2級 ・高齢者(65歳以上) 等	○緊急通報サービス事業 看護師等が常駐しているコールセンターへ簡単に通報 できる装置を貸与。 緊急時はコールセンターから消防署へ通報します。 	月々のレンタル料 市民税課税世帯 3,300円 (税込) 市民税非課税世帯 500円 (税込) ※生活保護世帯は無料
必要書類	①申請書 ②障がい者手帳(コピー可) ③利用者登録明細	
窓口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話047-453-9206 FAX 047-451-6851 ※65歳以上は、高齢者支援課(市役所1階) 電話047-454-7533 FAX 047-453-9309	

16-2 避難行動要支援者支援事業

身 知 精 難

災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、災害時の避難支援や安否確認に活用します。

名簿の対象者	内 容
在宅で次の①～④いずれかに該当し、災害時に自力で避難する ことが困難な方 ①障害福祉サービス(介護給付サービス)を受けている方 ②65歳以上の要支援又は要介護認定者で、独居又は高齢者の みの世帯に属する方 ③40歳～64歳の要支援又は要介護認定者で、独居又は高齢者 のみの世帯に属する方 ④上記のほか地域の中で見守りが必要な方 ※御家族(65歳未満)が仕事等で外出し、 日中に独居となる方も対象となります。	・避難行動要支援者名簿への登載 (災害時における避難支援、安否確認に 活用) ・平常時における民生委員・児童委員及 び高齢者相談員からの声かけや見守り ・避難支援に関する情報について「個別避 難計画」を作成
避難行動 要支援者名簿	要支援者をスムーズに確認できるように名簿を作成し、関係機関で共有します。 ・共有者…市役所(健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい福祉課、危機管理課、 消防本部警防課)、民生委員児童委員、高齢者相談員、消防団 名簿の提供を希望した自主防災組織
窓口	習志野市 健康福祉政策課(市役所1階) 電話047-453-7375 FAX 047-453-9309

16-3 福祉避難所

災害時に、一般の避難所では生活が困難な方が避難生活を送る施設です。

対象者	内 容	
・障がいのある方や高齢者等の要配慮者	学校体育館等の一般避難所での避難生活を送る上で特別な配慮を必要とする避難者のために、市の判断で開設される二次避難所です。	
福祉避難所名	施設種別	所在地
① ブレーメン習志野	デイサービス、ショートステイ	東習志野 2-10-3
② あかしや	認知症高齢者グループホーム	東習志野 3-12-1
③ マイホーム習志野	特別養護老人ホーム	屋敷 1-1-1
④ 東部保健福祉センター	老人福祉センター、デイサービス	屋敷 4-6-6
⑤ 習志野偕生園	特別養護老人ホーム	新栄 1-10-2
⑥ あっとほーむ習志野	介護老人保健施設	大久保 4-2-11
⑦ 白鷺園	養護老人ホーム	鷺沼 3-6-44
⑧ 希望の虹レインボーランド	障害福祉サービス事業所	鷺沼台 2-19-30
⑨ あかね園	障害福祉サービス事業所	茜浜 3-4-5
⑩ さくらの家、いずみの家	老人福祉センター、地域福祉センター	秋津 3-4-1(総合福祉センター内)
⑪ 花の実園	障害福祉サービス事業所	秋津 3-4-1(総合福祉センター内)
⑫ あきつ園	障害福祉サービス事業所	秋津 3-4-2
⑬ ゆいまーる習志野	介護老人福祉施設	秋津 3-5-1
⑭ ケアセンター習志野	介護老人保健施設	秋津 3-5-2
⑮ セイワ習志野	介護老人福祉施設	秋津 3-5-3
⑯ 玲光苑習志野ローズ館	特別養護老人ホーム	谷津 3-14-7
⑰ サンクレール谷津	特別養護老人ホーム	谷津 4-6-10
⑱ かがやきの郷 福楽園	特別養護老人ホーム	東習志野 1-1-20
窓 口	習志野市 健康福祉政策課(市役所 1 階) 電話 047-453-9243 FAX 047-453-9309	

16-4 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報、犯罪・防犯に関する情報などの緊急情報を、お持ちの携帯電話にリアルタイムに配信します。

対象者	内 容
どなたでも利用可	携帯電話、スマートフォン、パソコンへ市役所から緊急情報を配信します。
配信項目一覧	①火災 ②災害情報 ③光化学スモッグ・PM2.5 ④不審者情報 ⑤迷子・行方不明者 ⑥市内犯罪発生状況 ⑦習志野市の緊急事態 ⑧防災行政無線の放送内容 ⑨その他
登録手続き	記載の QR コードから登録ができます。QR コードが読み取れない場合は、メールフォームにて、[t-narashino@sg-p.jp]を直接入力し空メールを送信の上、登録をお願いします。
窓 口	習志野市 危機管理課(市役所 3 階) 電話 047-453-9211 FAX 047-453-9386

16-5 ストーマ用装具の備蓄

身

災害に備えて、市内4か所のヘルスステーション、市役所障がい福祉課でストーマ用装具をお預かりします。

対象者	内 容		
ストーマを造設されている方	<ul style="list-style-type: none"> ストーマ用装具をお預かりし、市内4か所のヘルスステーション又は市役所障がい福祉課で災害時に備えて備蓄します。 災害時はご自身の備蓄先まで取りにお越しください。 		
必要書類 (新規・交換)	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼書 ②ストーマ用装具(1週間分程度) ③装具の交換に必要なもの ④身体障害者手帳 		
手続きの流れ	<p>備蓄先がヘルスステーションの場合は、市役所障がい福祉課にご連絡ください。 備蓄先が市役所障がい福祉課の場合は、窓口にてお手続きください。</p>		
装具の交換	<p>ストーマ用装具は長期間保管すると劣化します。1年を目安に新しいものに交換してください。 ※交換の場合もヘルスステーションの場合は、事前に障がい福祉課へご連絡ください。</p>		
市内5か所(市内各ヘルスステーション又は市役所障がい福祉課)の備蓄先からお選びください。			
機関名	所在地	電 話	FAX
谷津 ヘルスステーション	谷津 5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	047-479-0066	047-477-8348
秋津 ヘルスステーション	秋津 3-4-1 (総合福祉センター内)	047-453-2966	047-451-6765
屋敷 ヘルスステーション	屋敷 4-6-6 (東部保健福祉センター内)	047-478-3330	047-477-6247
東習志野 ヘルスステーション	東習志野 2-10-3 (地域交流プラザブレーメン習志野内)	047-476-1662	047-477-8738
市役所 障がい福祉課	鷺沼 2-1-1 習志野市役所 1階	047-453-9206	047-453-9309
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-453-9309		

※市では、5台の災害時用オストメイト専用トイレを準備しています。被災状況に応じて、避難場所等に設置する予定です。

16-6 障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフ

身 知 精

災害時に障がい者が周囲から必要な支援や理解を得る手助けとして本市オリジナルのスカーフを配付しています。

対象者	内 容
・障がい者手帳所持者 ・発達障がい者	スカーフに記載されている内容を表にして首元等に巻くことが出来ます。 「伝えたいこと」の部分には、本人の状況、必要な支援を自由に書くことが出来ます。
<p>スカーフの全体像</p> 	
<p>着用例</p> 	
申込方法	障がい者手帳をお持ちの上、障がい福祉課にて申請をしてください。 ※障がい者手帳を持っていない方は事前にお問い合わせください。
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

※災害時に備え、市内各避難所にも10枚ずつ備蓄しています。

17 選挙

(**身** …身体障がい、**知** …知的障がい、**精** …精神障がい、**難** …難病を示しています)

17-1 代理投票、点字投票

身

投票所において、字を書くことが困難な方には、係員が投票のお手伝いをします。

対象者	投票方法	内 容
①身体が不自由などのために字の書けない方	代理投票	係員がご本人の意思を確認の上、投票用紙に代筆します。
②点字を使用される方	点字投票	点字による投票が可能です。点字器は投票所に用意しております。
窓 口	・各投票所 ・習志野市 選挙管理委員会事務局(市役所2階) 電話047-453-9215 FAX047-453-9219	

17-2 郵便等による不在者投票

身

次に該当する選挙人は、ご自宅から郵便等による投票ができます。

対象者	投票方法
次の①～③のいずれかに該当する方	
①身体障害者手帳	「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙等の請求をすると投票用紙と投票用封筒がご自宅に送付されます。
両下肢、体幹、移動機能	1級～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級～3級
免疫、肝臓	1級～3級
②戦傷病者手帳	投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒を使って、選挙管理委員会事務局まで送付してください。
両下肢、体幹	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
③介護保険の被保険者証	
要介護状態の区分	要介護5
必要な手続き	「郵便等投票証明書」をあらかじめ交付されている必要があります。 郵便等による不在者投票を希望される方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。
代理記載	下記対象者に該当する方で、自ら字が書けない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票用紙の記載をしてもらうことができます。 【対象者】 ①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいが1級と記載されている方 ②戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいが特別項症から第2項症までと記載されている方
窓 口	習志野市 選挙管理委員会事務局(市役所2階) 電話047-453-9215 FAX047-453-9219



18 相談

18-1 習志野市障がい者相談支援事業所

障がいのある方やご家族からの相談や悩みをうかがい、一緒に考えながら、情報提供や助言、必要な福祉サービスのご案内や調整を継続的に行います。習志野市からの委託を受けた社会福祉法人が運営しています。

	身体障がい、知的障がい	精神障がい	
事業所名	ならしのれいこうえん 習志野玲光苑	たびびと き 旅人の木	やちよちいきせいかつしん 八千代地域生活支援センター ※令和8年3月31日で閉所
所在地	〒275-0004 習志野市屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内) 【県立実科学校そば】	〒275-0016 習志野市津田沼3-17-6 シティハウス津田沼101 【京成津田沼駅北口徒歩10分】	〒276-0045 八千代市大和田322-18 【京成大和田駅徒歩8分】
電話	047-411-9616	047-475-7350	047-481-3555
	(FAX 047-411-9617)	(FAX 047-475-7350)	(FAX 047-485-3553)

→詳しくは、裏表紙をご覧ください。

18-2 習志野市障がい者相談員・地域相談員

障がい者相談員は、市長の委嘱を受けて活動しており、さまざまな相談に応じています。

身体障がい者相談員はご自身やご家族に障がいがある方、知的障がい者相談員はお子さんに知的障がいがある方です。

また、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく地域相談員もあります。

※深夜・早朝のご相談はご遠慮ください。

※仕事や外出等により対応できない場合もありますので、予めご了承ください。

習志野市障がい者相談員兼地域相談員

区分	氏名	電話	FAX
身体障がい者相談員	小川 俊子 おがわ としこ (肢体不自由)	047-452-3566	047-452-3566
	山田 信治 やまだ のぶじ (肢体不自由)	090-8443-5466	047-474-5919
	丸茂 孝美 まるも たかみ (視覚障がい)	090-4458-6735	
	村山 輝子 むらやま てるこ (内部障がい)	047-451-5581	
	佐々木 巍 ささき いわお (聴覚障がい)		047-477-4559
知的障がい者相談員	早川 早苗 はやかわ さなえ	047-474-6275	047-474-6275
	岩根 信也 いわね しんや	047-471-8229	047-471-8229
	宗村 明子 むねむら あきこ	047-471-6258	047-471-6258

地域相談員

区分	氏名	電話	FAX
身体・知的・精神(発達)を対象とした就労分野	國島 弘 くにしま ひろし	047-452-2718 (障害者就業・生活支援センターあかね園)	047-408-1050 (障害者就業・生活支援センターあかね園)
身体・知的・精神(発達)を対象とした法律相談	千坂 英輝 ちさか ひでき	047-770-0391	

18-3 差別に関する相談

障がいを理由とする差別は、障害者差別解消法で禁止されています。不当な差別を受けた場合は、下記にご相談ください。また、障がいのある方が困っているときは「合理的配慮」をお願いします。

○不当な差別的な行為の禁止

きちんとした理由が無いのに障がいを理由として…

- ・入店を拒否する。・学校の受験や入学を拒否する。
- ・受付の対応を拒否する。・障がい者へは貸せないといって物件を紹介しない。
- ・本人を無視して、付き添いのヘルパーや家族だけに話しかける。など



○合理的配慮の提供義務

行政機関(市役所など)や民間事業者(お店・団体)は、障がいのある人が障がいによって妨げとなっているもの・ことを取り除いて欲しいという意思を示しているとき、負担が大き過ぎなければ、必要な変更や調整などの配慮をします。

例) ①聴覚障がいのある方が来たので、筆談で話す。

②車いすの方が来るので、スロープを渡す。

③講演会やイベント等で障がい特性に応じて座席を決める。など



窓 口	・習志野市 障がい福祉課(市役所 1階) 電話 047-453-9206 FAX047-451-6851 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	・「障がいのある人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく、広域専門指導員(健康福祉センター内) 電話 047-474-1389 FAX047-475-5122 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
窓 口	・千葉県障害者福祉推進課 電話 0473-223-1020 FAX043-221-3977 メール sjorei@pref.chiba.lg.jp 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	・「つなぐ窓口」(相談窓口) 障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事業を自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口です。 電話 0120-262-701 メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp 週 7 日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 (令和 7 年 9 月 1 日～) 専用 web サイト https://sabekai-tsunagu.go.jp/

18-4 障害者人権 110 番

障がいのある方、また家族の方が生活相談、家庭、地域、施設等における諸問題について、相談できます。

	内 容	受付時間	料 金
窓 口	①相談人による相談(電話または来所) ※相談時間以外でも留守番電話、FAX に より受付可 ②弁護士による法律相談(来所)	①月曜～金曜日(祝日除く) 10:00～16:00 ②第 1 火曜日(要予約)	無料 (通話料のみ)
場 所	千葉県手をつなぐ育成会 電話 043-246-2181 FAX043-242-6494 【相談専用電話】043-246-2282 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階		

18-5 虐待に関する相談

障害者虐待防止法は、障がいのある方への虐待を禁じるとともに、発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護、家族の負担軽減などを定めています。

内 容

- ・障がいのある方への虐待の疑いがある場合は、早急に障がい者虐待防止センターへご連絡ください。
- ・事実確認の上必要な対応をいたします。

これって「虐待」…？？？ 障がい者に対する虐待を発見した方は通報してください！

心理的虐待

暴言、拒絶的な対応など侮辱する言葉や態度で、精神的な苦痛を与える

身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる、暴行する、正当な理由なく身体を拘束する

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をしない

性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたり、見せたりする

経済的虐待

金銭を与えない、障がい者の同意なく本人の年金や財産を使う



通 報

(匿名でも構いません)

習志野市障がい者虐待防止センター（市役所 障がい福祉課）047-453-9206

窓 口

【月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00】

習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

【夜間、休日】※緊急の場合

習志野市役所警備員室 電話 047-451-1151(市役所代表)

18-6 習志野市ひきこもり支援ステーション事業

ひきこもりに関するご相談をお寄せください。ご本人からでもご家族からでも結構です。ご自宅訪問もします。

内 容	対象者	受付時間
ご自宅又は市役所で、ご本人やご家族のお話を十分お聞きしたうえで、希望される生活に向けて、継続的な支援を行います。	おおむね6か月以上ひきこもりの状態にある15歳～64歳の方	月曜～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
相談の流れ	<p>1 市役所障がい福祉課にお電話ください。担当者がお話を伺います。ご家族からでも結構です。</p> <p>2 担当者やピアソーター(ひきこもり経験者)が定期的にご自宅を訪問します。</p> <p>3 ご本人やご家族の意向を踏まえて、外出の同行、他の支援やサービスの情報提供など必要な支援を継続して行います。</p>	
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)	

18-7 精神障がいに関する相談

①習志野市当事者交流会

	内 容	開催日時	料 金
交流会	精神科や心療内科に通院している方、ひきこもりの方の集いの場。情報交換や語り合いをする茶話会です。 ・外出の機会がない方 ・デイケアや地域活動支援センター等の利用に不安のある方 ・自分と同じような悩みを持っている方と交流したい方	毎月第2金曜日 13:30～14:30	無料 ※喫茶店での飲食代は自己負担となります
場 所	喫茶かりん 〒275-0016 習志野市津田沼 3-9-8 京成ツダスマビル 1階		
事業者	社会福祉法人 のうえい舎		
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用)		

②千葉県習志野保健所(習志野健康福祉センター)

	内 容	受付時間	料 金
電話及び面接相談	心の健康、精神疾患についての電話及び面接による相談。※予約制で精神科医による面接相談日もあり	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) ※精神科医の定例相談日は相談時案内	無料 (通話料のみ)
窓 口	千葉県習志野保健所(習志野健康福祉センター) 地域保健課(精神保健福祉担当直通) 電話 047-475-5152 〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14		

③千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)

	内 容	受付時間	料 金
電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)、ひきこもり、思春期精神保健など、精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談。 ※面接相談は予約制 ※外来診療は、移転に伴い廃止されました。 ①こころの電話相談:電話 043-307-3360 ②アルコール・薬物・ギャンブル等相談: 電話 043-307-3781 ③ひきこもり電話相談:電話 043-307-3812	月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) ①こころの電話相談 9:00～18:30 ②アルコール・薬物・ギャンブル等相談 9:30～16:30 ③ひきこもり電話相談 9:30～16:30	無料 (通話料のみ)
窓 口	千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)電話 043-307-8439 FAX 043-307-5891 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1		

④千葉県総合救急災害医療センター

	内 容	受付時間	料 金
電話相談	・精神科の患者さんやご家族等からのご相談を伺い、助言や情報提供をしています。 ・救急受診が必要な方からのご相談にも対応しています。	24時間 年中無休 (ただし、夜間休日は千葉県内の方の救急受診の相談についてのみ対応)	無料 (通話料のみ)
窓 口	千葉県総合救急災害医療センター 電話 043-239-3355(電話相談専用) 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1		

⑤千葉いのちの電話

	内 容	受付時間	料 金
電話相談	自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方の電話相談 ①電話 043-227-3900(電話相談専用) ②フリーダイヤル 0120-783-556	①365日 24時間 (相談時間に変更がある場合ホームページでお知らせします。) ②毎日 16:00~21:00 毎月 10日 8:00~翌8:00	無料 (通話料のみ)
メール相談	誰にも話せない、誰にも相談できない、人と話すのが怖い。一人で抱えている思いをつづってください。 メール「千葉いのちの電話」のホームページへ	365日 24時間	無料
対面相談 (予約制)	仕事・家族・生き方・人間関係、誰にも言えないその想いを、お聴きします。 電話予約…043-222-4331	月曜～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～17:00	無料 (ただし、施設管理費として初回のみ 2,000円)
SNS(LINE) 相談	LINE を使用して皆様の心の悩みをお受けします QRコードからお友だち登録してお進みください	毎月第2・3・4日曜 16:00～19:00 受付	無料
窓 口	社会福祉法人 千葉いのちの電話事務局 電話 043-222-4416・4322 FAX 043-227-6911 〒260-0012 千葉市中央区本町 3-1-16 CIDビル内		

18-8 心配ごと相談所

「どこに相談したらいいかわからない」「こんなことで相談に行っていいの？」と悩まずにお気軽にお越しください。

	内 容	会 場	受付時間	料 金
面接相談 (予約不要)	心配ごと相談 ・障がいの有無に かかわらず、どな たでも相談いただ けます ・予約は必要あり ません	サンロード(京成津田沼駅ビル) 6階 市民相談室 習志野市津田沼 5-12-12	月曜～木曜日(祝日は除く) 13:00～16:00 (受付:15:30まで)	無料
		東習志野コミュニティセンター 3階 講義室A 習志野市東習志野 3-1-20		無料
		総合福祉センター 2階 心配ごと相談室 習志野市秋津 3-4-1	毎月第2土曜日(祝日は除く) 13:00～16:00 (受付:15:30まで)	無料
電話相談	電話 047-451-9494(相談専用)			無料
窓 口	習志野市社会福祉協議会 生活支援課 電話 047-452-4161 FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター2階			

18-9 発達障がいに関する相談

発達障がいと診断された方もしくは疑いのある、ご本人やご家族もしくは関係機関の方が、相談できます。

	内 容	受付時間	料 金
相 談	電話相談・面談相談 ※要予約	月曜～土曜(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	無料 (通話料のみ)
窓 口	千葉県発達障害者支援センター(CAS千葉) 電話 043-227-8557 FAX 043-227-8559 〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 601 号室		

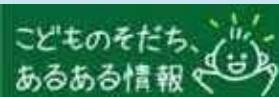
18-10 こどもの発達に関する相談

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、落ち着きがない等、お子さまの成長・発達についてご相談ください。

	内 容	対象者	受付時間
	お子さまの成長又は発達について、相談や支援等を行っています。 (まずは電話でお問い合わせください。)	18歳未満の児童、 保護者(主に就学前の児童の相談・支援等)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
相 談	<ul style="list-style-type: none">センターへの電話相談、センターへの来所相談幼稚園・保育所(園)・こども園等への巡回相談		
支援等	<ul style="list-style-type: none">個別支援及びグループ支援(対象:就学前の児童)検査(言語、発達、知能、運動等)乳幼児個別支援計画の作成支援及び運用		
職員職種	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、保健師、ケースワーカー等		
窓 口	習志野市 ひまわり発達相談センター 電話 047-451-2922 FAX 047-451-2002 〒275-0025 習志野市秋津 3-5-1 ゆいまーる習志野 1階		

ライフサポートファイルを作ってみませんか?

ライフサポートファイルは保護者の皆さんがお子さんの成長の記録として残したいことや、
保育施設・学校・相談、医療機関などに伝えたい事をまとめるためのツールです。
詳しくはQRコードをご覧ください。各種書式のダウンロードもできます。



子どもが成長していく中で、誰しも悩みを抱えることがあります。習志野市
ホームページで保護者の体験談等を掲載しています。
こちらのQRコードから是非ご覧ください!

18-11 高齢者・障がい者のための無料電話法律相談

ご高齢の方、障がいのある方、その支援者の方が財産管理等の法律問題を電話で相談できます。

	内 容	対象者	受付時間	料 金
電話相談	法律問題について、弁護士が直接ご相談を伺います。 ・お 1 人 20 分程度 ・同一内容のご相談は年1回限り	① 65 歳以上の方 ② 障がいのある方 ③ ①や②を支援する立場の方	月曜 10:00~12:00 水曜 13:00~15:00 (年末年始、祝祭日を除く)	無料 (通話料のみ)
窓 口	千葉県弁護士会 電話 043-227-1800(電話相談専用) 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-9			

▼「あたたかく見守ってください」というポスターを市内掲示中です。▼

特性のある行動には理由があります



何度も
ききたい

文字にしてあっても、不安が強くなつて、自分の中で納得できるまで、質問を繰り返すことがあります。



あちら?
ちょっと?

あいまいな表現はわかりにくいため、不安になることがあります。場所や時間などは、具体的に伝えると安心できます。

19 関係機関

19-1 市役所・市の関係施設



機関名	所在地	電話	FAX
あじさい療育支援センター	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1	047-451-6767	047-451-6729
ひまわり発達相談センター	〒275-0025 習志野市秋津 3-5-1	047-451-2922	047-451-2002
花の実園	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1	047-451-3921	047-451-3922
東部デイサービスセンター	〒275-0004 習志野市屋敷 4-6-6 東部保健福祉センター1,2階	047-493-8021	047-493-8020

19-2 官公署

機関名	所在地	電話	FAX
習志野健康福祉センター(保健所)	〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5151	047-475-5122
習志野警察署	〒275-0015 習志野市鷺沼台 2-4-1	047-474-0110	
千葉県障害福祉事業課	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3981	043-222-4133
千葉県障害者福祉推進課		043-223-2338	043-221-3977
千葉県健康福祉指導課		043-223-2318	043-222-6294
千葉県中央障害者相談センター	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉リハビリテーションセンター内	043-291-6872	043-291-8488
千葉県中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稻毛区天台 6-5-2	043-253-4101	043-253-9022
千葉県精神保健福祉センター	〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1	043-307-8439	043-307-5891
千葉県発達障害者支援センター CAS(きやす)	〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 601号	043-227-8557	043-227-8559
高次脳機能障害支援センター	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉リハビリテーションセンター内	043-291-1831	043-291-1857
船橋県税事務所	〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18	047-433-1275	047-437-3843
千葉西県税事務所	〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4	043-279-7111	043-279-9271
千葉県自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11	043-243-2721	043-243-2555
千葉西税務署	〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520	043-274-2111	
千葉運転免許センター	〒261-8560 千葉市美浜区浜田 2-1	043-274-2000	
幕張年金事務所	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20	043-212-8621	043-273-4511
千葉障害者職業センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
ハローワーク船橋 専門援助部門 (第二庁舎)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル 7階	047-431-8287 (部門コード 41#)	047-420-2260
ハローワーク船橋 (第二庁舎)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル	047-420-8609	047-420-2251
ふるさとハローワークならしの	〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼(京成津田沼駅ビル)4階	047-408-0055	047-451-8888

19-3 福祉関係機関

機関名	所在地	電話	FAX
習志野市社会福祉協議会	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター内	047-452-4161	047-451-8211
障害者就業・生活支援センター あかね園	〒275-0024 習志野市茜浜 3-4-5	047-452-2715	047-452-2693
中核地域生活支援センター まるつと	〒275-0002 習志野市実穂 3-4-25	047-409-6161	047-409-6162

19-4 障がい者団体

団体名	対象者	代表者	電話
NPO 法人 習志野市手をつなぐ育成会	知的障がい者(児)の保護者	岩根 信也	047-489-5953
習志野市自閉症協会	自閉症者(児)・発達障がい者(児)の保護者	矢北 威郎	047-431-0866
習志野市聴覚障害者協会	聴覚障がい者	林崎 直樹	FAX 047-406-5158
習志野肢体不自由児・者父母の会 あじさいの会	肢体不自由者(児)の保護者	小野寺 明美	047-453-6091
習志野ダウン症児者親の会 あひるの会	ダウン症児者の保護者	小林 紳一 小林 もゆる	047-401-1887 090-6792-3030
習志野八千代心の健康を 守る会	精神障がい者の家族	渡邊 節雄	047-453-6760
習志野障がい者ネットワーク	上記の 6 団体で構成	小川 俊子	047-452-3566
JOA 習志野会	オストメイト(ストーマの保有者)	村山 輝子	080-5420-1855
習志野市身体障害者心和会	身体障がい者、傷痍軍人	山田 信治	090-8443-5466
習志野市視覚障害者福祉協会	視覚障がい者	渡井 澄江	090-2156-7218
よみ点会	視覚障がい者で点字を習いたい方 触読の講習を受けたい方	大野 真知子	047-454-1241
公益社団法人 日本リウマチ友の会千葉支部	リウマチ患者とその家族	(事務局) 大沼 靖子	043-371-6294
習志野市原爆被爆者の会	原爆被爆者及びその子、参加者	山口 誠雄	047-451-1490
習志野断酒新生会	アルコール依存症からの回復を目指す市内の自助グループ	森田 裕介	080-8123-7446
AA(アルコホーリクス・アノニマス)	アルコール依存症からの回復を目指す自助グループ(匿名での参加可)	AA 関東甲信越セントラルオフィス 電話 03-5957-3506	
働く障害者団体協議会 https://www.doushokyo.org	障害者手帳をお持ちの方 全ての障がい者を受け入れています	藤代 洋行 Hiroyuki Fujishiro	E-mail fujishiro@doushokyo.org

19-5 障がい者協会

機関名	所在地	電話	FAX
(福)千葉県視覚障害者福祉協会 (視覚障害者総合支援センターちば)	〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3	043-421-5199	043-421-5179
(福)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562
(福)千葉県身体障害者福祉協会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内	043-245-1746	043-245-1578
(公財)千葉県肢体不自由児協会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-245-1732	043-245-1742
(公社)日本オストミー協会 千葉県支部	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-309-7571	043-309-7572
千葉県発声講習会 京葉喉友会	〒264-0006 千葉市若葉区小倉台 2-4-13	043-231-9583	043-231-9583
千葉県中途失聴者・難聴者協会 (NPO千葉県中難協)	〒273-0005 船橋市本町 2-5-2	047-432-8039	047-432-8039
NPO法人千葉盲ろう者友の会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-310-3008	043-310-3008

19-6 障がい者向けスポーツサークル、教室

内 容	場 所	団体名(対象者)	電 話
サウンドテーブルテニス (月曜日(月数回)13:00~15:00)	東部体育館	習志野市視覚障害者福祉協会卓球部 (視覚障がい、その他誰でも参加可)	090-3434-1161 字引(じびき)
水泳 (日曜日(月数回)9:00~10:00)	CAC スポーツクラブ 大久保 2-13-1	ラッコの会 (障がいのある方。未就学児~40歳代が参加中)	047-477-1742 泉 水(せんすい)
・水泳(月 2 回)・基本日曜日 9:00~ 11:00)8 月休み ・ボウリング、柔道、卓球、陸上等	・水泳…千葉県国際水泳場 ・その他…県内各所	スペシャルオリンピックス日本・千葉 (知的発達障がい)	電話: 043-306-2 066 FAX: 043-306-2 077
スポーツ教室 やイベントの開催、スポーツ団体の紹介 等	〒263-0016 千葉市稻毛区天台 6-5-1 【千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター】	千葉県障がい者スポーツ協会	電話: 043-253-6 111 FAX: 043-253-9 389

19-7 特別支援教育(市立小中学校)

学校名	所在地	電 話	特別支援学級		通級指導教室		
			知的障がい	情緒障がい	言語障がい	難聴	ADHD 等
津田沼小学校	〒275-0016 津田沼 4-5-2	047-454-1326	○	○			
大久保小学校	〒275-0017 藤崎 6-9-28	047-474-1346	○	○			
谷津小学校	〒275-0026 谷津 5-1-32	047-477-8282	○	○			
鷺沼小学校	〒275-0014 鷺沼 3-1-1	047-454-1236	○	○			
実穂小学校	〒275-0002 実穂 1-25-1	047-474-1266	○	○			
大久保東小学校	〒275-0011 大久保 2-12-1	047-477-8181		○			○
袖ヶ浦西小学校	〒275-0021 袖ヶ浦 1-1-1	047-451-2423	○	○			
東習志野小学校	〒275-0001 東習志野 3-4-2	047-477-8484		○	○	○	
袖ヶ浦東小学校	〒275-0021 袖ヶ浦 5-11-1	047-451-2233		○	○		
屋敷小学校	〒275-0004 屋敷 2-1-1	047-476-4679	○	○			
藤崎小学校	〒275-0017 藤崎 4-12-1	047-472-4509		○			
実花小学校	〒275-0001 東習志野 6-7-2	047-477-3685		○			
向山小学校	〒275-0026 谷津 2-16-32	047-451-1717		○	○		
秋津小学校	〒275-0025 秋津 3-1-1	047-451-8111		○			
香澄小学校	〒275-0022 香澄 4-6-1	047-451-6399	○	○			
谷津南小学校	〒275-0026 谷津 3-1-36	047-453-1221		○			
第一中学校	〒275-0028 奏の杜 1-13-1	047-472-6165	○	○			
第二中学校	〒275-0002 実穂 1-44-1	047-472-5241	○	○			
第三中学校	〒275-0021 袖ヶ浦 4-3-1	047-452-0330	○	○			
第四中学校	〒275-0001 東習志野 3-4-3	047-477-2727	○	○			
第五中学校	〒275-0017 藤崎 2-3-16	047-477-6622	○	○			
第六中学校	〒275-0004 屋敷 2-17-7	047-477-6633	○	○			
第七中学校	〒275-0022 香澄 6-1-1	047-451-8151		○			
窓 口	習志野市教育委員会 指導課 電話 047-451-1132 FAX 047-452-0786						

19-8 特別支援教育(近隣の特別支援学校)

種別	学校名	学部	所在地	電話	FAX
視覚	県立千葉盲学校 ☆	幼・小・中・高・専	〒284-0001 四街道市大日 468-1	043-422-0231	043-424-4592
聴覚	県立千葉聾学校 ☆	幼・小・中・高・専	〒266-0011 千葉市緑区鎌取町 65-1	043-291-1371	043-291-5483
	筑波大学附属聴覚特別支援学校 ☆	幼・小・中・高・専	〒272-8560 市川市国府台 2-2-1	電話 047-371-4135(代表) FAX 幼稚部 047-373-9112 FAX 小学部 047-373-9113 FAX 中学部 047-373-8773 FAX 高等部 047-372-3672	
肢体不自由	県立船橋特別支援学校	小	〒273-0046 船橋市上山町 3-507	047-439-5811	047-438-9948
	県立船橋夏見特別支援学校	中・高	〒273-0866 船橋市夏見台 5-6-1	047-429-6699	047-438-2099
	県立桜が丘特別支援学校	小・中・高	〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 1538	043-231-1449	043-231-3069
病弱	県立仁戸名特別支援学校	小・中・高	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 673	043-264-5400	043-268-5082
	県立四街道特別支援学校	小・中・高	〒284-0003 四街道市鹿渡 934-45	043-422-2609	043-424-4679
知的	県立習志野特別支援学校	小	〒275-0021 習志野市袖ヶ浦 5-11-1	047-470-7750	047-470-7752
	県立八千代特別支援学校	小・中・高	〒276-0040 八千代市緑が丘西 5-24	047-450-6321	047-450-1459
	県立特別支援学校流山高等学園 ☆	高	〒270-0135 流山市野々下 2-496-1	04-7148-0200	04-7148-0066
	千葉大学教育学部附属特別支援学校	小・中・高	〒263-0001 千葉市稻毛区長沼原町 312	043-258-1111	043-258-9303
	県立特別支援学校市川大野高等学校 ☆	高	〒272-0805 市川市大野町 4-2274	047-303-8011	047-303-8191
	県立我孫子特別支援学校 清新分校 ☆	高	〒277-0941 柏市高柳 995 沼南高柳高校内	04-7193-6020	04-7193-6101
	県立柏特別支援学校 流山分教室 ☆	高	〒270-0114 流山市東初石 2-98 流山高校内	04-7152-1671	04-7155-1627
	県立印旛特別支援学校 さくら分校 ☆	高	〒285-0808 佐倉市太田 1956 佐倉南高校内	043-486-3781	043-486-3782

※☆印の学校には、職業教育課程があります。職業教育課程は公共の交通機関を利用しての自力通学が前提となっています。

※学用品費等を援助する特別支援教育就学奨励制度が適用される場合があります。詳しくは、各学校又は習志野市教育委員会学務課までお問い合わせください。

※一番左の障がい種別の欄につきましては、主たる障がい種別となっております。詳しくは、各学校へ直接お問い合わせください。



20 シンボルマーク

障がい者に関するマークです。これらのマークを見かけたときは、皆様のご理解とご協力を願います。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

東京都福祉保健局障害者施策推進部
計画課社会参加推進担当
TEL03-5320-4147

身体障害者標識



肢体不自由に関する条件付き免許を持つ方が運転する車に表示するマークです。危険防止のやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

警察庁交通局交通企画課
TEL03-3581-0141(代)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。すべての障がい者を対象としています。

(財)日本障害者リハビリテーション協会
TEL03-5273-0601 FAX03-5273-1523

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。

(福)日本盲人福祉委員会
TEL03-5291-7885

ハート・プラスマーク



身体内部(心臓、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいのある方を表すマークです。

NPO 法人ハート・プラスの会
TEL080-4824-9928

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備のあることを表すマークです。

(財)交通エコロジー・モビリティ財団
TEL03-3221-6673
FAX03-3221-6674

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。公共交通機関以外の民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
TEL03-5253-1111(代) FAX03-3503-1237

聴覚障害者標識



聴覚障がいに関する条件付き免許を持つ方が運転する車に表示するマークです。危険防止のやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

警察庁交通局交通企画課
TEL03-3581-0141(代)

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚に障がいのある方への援助ができる事を示すマークとしても使用されています。

(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL03-3225-5600 FAX03-3354-0046

手話マーク



ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めていくマークです。

- 手話で対応をお願いします
- 手話で対応します
- 手話でコミュニケーションできる人がいます

(財)全日本ろうあ連盟
TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445

筆談マーク



ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めていくマークです。

- 筆談で対応します
- 筆談で対応をお願いします

(財)全日本ろうあ連盟
TEL03-3268-8847 FAX03-3267-3445

21 習志野市の障がい者数

(令和7年3月末現在)

(**身**…身体障がい、**知**…知的障がい、**精**…精神障がい)

習志野市には、障がい者手帳を持っている方が7,000名以上、

精神科に通院され、医療費の助成を受けている方が3,000名以上いらっしゃいます。

21-1 身体障がい(身体障害者手帳)

身

障害種別	人数(名)	
視覚障がい	290	
聴覚・平衡機能障がい	317	
音声・言語・そしゃく機能障がい	59	
肢体不自由	1,826	
内部障がい	心臓機能障がい	759
	じん臓機能障がい	403
	呼吸器機能障がい	42
	ぼうこう・直腸機能障がい	285
	小腸機能障がい	4
	免疫機能障がい	42
	肝臓機能障がい	15
合 計	4,042	



21-2 知的障がい(療育手帳)

知



障がい程度	人数(名)
最重度、重度 Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2	450
中度 Ⓑの1	295
軽度 Ⓑの2	524
合 計	1,269

▷▷
手帳所持者数
合計 7,303名
(一部重複障がい)

21-3 精神障がい(精神障害者保健福祉手帳)

精

障がい等級	人数(名)
1級	195
2級	1,029
3級	768
合 計	1,992

21-4 精神障がい(自立支援医療)

精

自立支援医療(精神通院)	人数(名)
受給者数	3,105

21-5 難病(手帳所持者を除く)

難病	人数(名)
(手帳所持者を除く)障害福祉サービス利用者数	5



あなたの街の介護タクシー！

女性介護福祉士が在籍

- ・院内お付き添い
- ・お買い物
- ・お墓参り
- ・ご親戚/ご友人宅訪問



営業所:習志野市屋敷1丁目

ハイジ♥ケアサービス

ご予約は
こちら

おでかけ・院内付添いたします

080-2390-7831



あなたのお出かけを快適にサポートいたします



ふくろう介護タクシー —あおやま—

★ご要望があればどこへでもご案内します

通院、リハビリ、入退院

お食事、お買い物

お墓参り、冠婚葬祭、帰省など

予約専用

安心の女性ドライバー

20年以上介護経験あり

国家資格保有



080-2678-8229

まずは、ご相談から☆ お気軽にお電話ください！

国土交通省関東運輸局許可事業 関自旅ニ第241号

広告

習志野市で介護タクシーをお探しなら

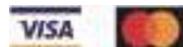


Care Taxi LifeWill
ケアタクシーライフウィル

ご連絡はこちらまで ☎



(通話無料) 真心こめたおでかけサポート
0800-808-3629



au PAY

d払い

PayPay

障害者手帳割引、各自治体福祉タクシー券もご利用いただけます。



通院 入退院



お買物



銀行 お役所



ご家族のご用事



冠婚葬祭



Care Taxi LifeWill (ライフ ウィル)

〒275-0017 千葉県習志野市藤崎 5丁目

<https://lifewill.net> QRコードからもアクセスできます



国土交通省運輸局許可事業 関自旅二第1328号

介護職員初任者研修修了 第FS2005173号

患者等搬送乗務員事業者 第5171号

日本防災士機構認定 防災士 No.048819

救命技能認定修了 T120013074



外出が不安な方、ご相談ください
ご予約 : 080-3024-8054
E-mail : y.f.taxi@chifukuken.com
ホームページからもご予約できます。

山口福祉タクシー

検索



千葉市消防局認定患者等搬送事業者
介護タクシーやすなが（株）
☎ 043-307-4671
・24時間受付 ・クレジットカード対応
ご相談、お見積りなどお気軽にご連絡ください

ポンス・タクシー お問合せとご予約
TEL : 080-5412-2430
ショーメールでどうぞ！見積り返信します
FAX : 047-461-1242
メール : i_sugita0115@y7.dion.ne.jp
各種タクシーカード利用可能
当面土日祝のみ運行！
(株)スタジオ・BONDS
〒274-0815
船橋市西習志野4-19-2

千葉県指定

あひるの会

設立から 40 年
安心と信頼の実績



WORKING BASE あかね園

近い将来に就職を目指している方、良い生活習慣や社会に出て必要なルール、マナー等を身につけて社会に出てたいと考えている方、あかね園では 1 年間にたくさんの方が就職しますので、いつでも利用者を募集しています。

あかね園が
選ばれる理由

1 「就職前にもっと学びたい」「力をつけたい」

利用率 98% ! 社会に出て、明らかに差が出る生活の訓練



あかね園が
選ばれる理由

2 あなたに合った働き方、就職先が見つかる !

就労支援 約 40 年の実績。就職率は常に 95% 以上



あかね園が
選ばれる理由

3 就職後も「ずっと安心」の定着支援

専属の担当者による長期フォロー支援。職場定着率 100%



あかね園が
選ばれる理由

4 自分らしい地域生活（家族同居・一人暮らし）をめざして

ステップアップ型のグループホームで「自分の事は自分で」の力がつく！



あかね園が
選ばれる理由

5 大切な仲間と楽しくいつまでも。

あかね園は就職前も就職後も楽しい企画がいっぱい



法人独自の『長期伴走型』多機能サービス が選ばれているポイントです！※「働き続ける」を支える切れ目のないサービス

働くための準備（基礎クラス+実践クラス）

職場定着の支援（短期+長期）

退職した後も安心

自立訓練事業

就労移行支援事業

企業就職

就労定着
支援事業

就業・生活支援
センター

就労継続支援
B 型事業

長く安定した地域生活
必要な「生活力」を育て

社会で働く為に必要な力を
育て、就職活動をサポート

離職率の高い就職後
3 年間の手厚いケア

安心して働き続ける
ための長期サポート

①企業→福祉の「受け皿」
②年齢を重ねての継続就労
③時間をかけて就職へ

見学

説明会

体験

まずはお電話ください。



就労支援施設としては国内最大規模！新園舎が完成！
・最新の防災設備・全館高性能の空調設備（感染症対策）
・国の基準を大きく上回る一人当たりのゆとりあるスペース
・昼休みは専属シェフの昼食とテラスでのリラックスタイムを！

275-0024 千葉県 習志野市 茜浜 3-4-5
電話 047-452-2715

mail main@akaneen.com

最寄駅：JR 京葉線 新習志野駅より徒歩 15 分
京成津田沼駅からの送迎バスもご利用いただけます

あかね園ホームページ <http://www.akaneen.com>

広告

就労継続支援B型事業所

ドリーム習志野



お一人おひとりの創作活動に寄り添い、
それぞれに適した取り組みができる環境をご提供したいと
スタッフ一同思ってあります。
イラストやものづくりが初めての方でも
「とりあえずやってみよう！」の気持ちで
始めてみませんか？
優しいスタッフがお手伝いいたします。

〒275-0011

千葉県習志野市大久保3丁目11-22
ルノールビル5階

京成大久保駅から徒歩7分
京成バス 大久保十字路バス停下車徒歩1分

お問い合わせ先

TEL.047-476-0088

mail:hope0701k@wine.plala.or.jp

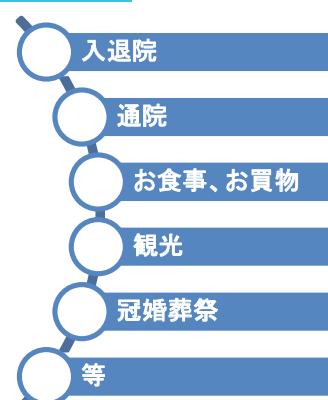
利用日 月曜日～金曜日
休日 土曜日・日曜日・年末年始
利用時間 9:00～16:00
(12:00～13:00昼休み)

K アシスト

安心・安全・快適を提供する為
目配り・気配り・思いやり

<http://care294.com>

ヘルパー資格を持ったベテランスタッフがお手伝い致します。



お問合せ・ご予約は
K アシスト 小林まで

0120-252-942

あふれる笑顔 輝く明日

あきつ園



生活介護

短期入所（ショートステイ）
共同生活援助（グループホーム赤とんぼ）
共同生活援助（グループホームふれ愛）
特定相談支援
日中一時支援
移動支援

社会福祉法人習愛会

〒275-0025

住所 千葉県習志野市秋津 3-4-2

電話 047-451-3315

FAX 047-451-3700

メール info@akitsuen.jp

URL <http://www.akitsuen.jp>



HP はこちら

社会福祉法人 習愛会

花の実園



一人ひとりの個性や能力を伸ばし、安心して充実した生活を送れるよう、これからも障がい者と共に歩み続けます。

○生活介護事業 ○就労継続支援B型事業

○相談支援事業 ○日中一時支援事業

●売店の管理運営

●園芸品、木工品等の製造販売

●封入、除草清掃、機器の解体等企業からの受注

◇住所 〒275-0025

習志野市秋津3-4-1

◇TEL 047-451-3921 ◇FAX 047-451-3922

◇E-mail info@hananomien.jp

◇ホームページ <http://www.hananomien.jp/>

ナルプロ津田沼BASE <見学受付中>

就労継続支援A型事業所

「一般就労につながる社会性とスキルの形成」



最寄り駅 京成津田沼駅 徒歩2分

住所 千葉県習志野市津田沼4-10-33

TEL 047-407-0312

E-Mail info@narupro.co.jp

HP <https://narupro358.wixsite.com/-----base>

HPはこちら→



広告掲載のご案内

この障がい福祉のしおりは、費用の一部を広告収入により作成しております。今年度も多くの事業所様からご協力をいただき、感謝申し上げます。

来年度のしおりへの広告掲載にご関心のある事業所様、法人様は、ぜひ障がい福祉課までご連絡ください。



習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

047-453-9206 (しおり担当)

広告

障がいに関する各種記念日・週間

障がいに関する様々な記念日や週間があることを知っていますか。

毎年、4月2日は世界自閉症啓発デーです

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

毎年、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

毎年「世界自閉症啓発デー」の4月2日から4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいについて、社会全体の理解が進むよう、広く知っていただく機会としています。

市では、市庁舎6階展望回廊を青色にライトアップして、啓発に努めています。

毎年、9月23日は「手話の日」「手話言語の国際デー」です

令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、毎年9月23日が「手話の日」となりました。また、毎年9月23日は国連が定めた「手話言語の国際デー」でもあり、手話の普及及び理解促進を図り、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共存社会の実現を目指します。

市では、市庁舎6階展望回廊を国連や世界ろう連盟のロゴの色である青色にライトアップして、啓発に努めています。

毎年、12月3日は国際障害者デーです。

毎年、12月3日は国連が定めた「国際障害者デー」です。

毎年、12月3日から9日は「障害者週間」です。

毎年、「国際障害者デー」である12月3日から日本における「障害者の日」である12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、障がい者の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進しています。

市では、障がいのある人々の社会参加促進運動のシンボルマークである「イエローリボン」に関連して、市庁舎6階展望回廊を黄色にライトアップして、啓発に努めています。

※上記以外にも、障がいに関する記念日や週間などがあります。

ご相談ください

お困りごとのご相談は こちらへどうぞ

無料



ナラシド♪

(習志野市障がい者相談支援事業所)

障がいのある方の生活やサービスのご相談は、下記の相談支援事業所でお伺いしています。
ぜひご利用ください。ご事情に応じてご自宅への訪問も可能です。※市より委託を受けた社会福祉法人が運営しています。

	身体障がい、知的障がい	精神障がい	
事業所名	ならしのれいこうえん 習志野玲光苑	たびびと 旅人の木	やちよちいきせいかつしん 八千代地域生活支援センター ※令和8年3月31日で閉所
所在地	〒275-0004 習志野市屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内) 【県立実験高校そば】	〒275-0016 習志野市津田沼3-17-6 シティハウス津田沼101 【京成津田沼駅北口徒歩10分】	〒276-0045 八千代市大和田322-18 【京成大和田駅徒歩8分】
電話	047-411-9616 (FAX 047-411-9617)	047-475-7350 (FAX 047-475-7350)	047-481-3555 (FAX 047-485-3553)
開所曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日、水曜日～土曜日
休み	土、日曜日	土、日曜日	火曜日、日曜日
窓口時間	8:30～17:30	9:00～18:00	10:00～18:30 (祝日は18:00まで)
事業者	社会福祉法人 豊立会	社会福祉法人 のうえい舎	社会福祉法人 栄寿会

《ご相談のほかに、各種手続きも行えます》

① 相談、情報提供

ご本人やご家族からのお悩みをうかがい、生活についてのアドバイス、利用できる各種の制度、サービス、事業所などをご案内します。

② 申請受付

市役所障がい福祉課へ提出する各種申請書の受付を行います。
○障害福祉サービス ○日常生活用具 ○重度心身障害者医療費助成
○福祉タクシー券 など ※八千代地域生活支援センターでは行っていません。

